平成２７年（フ）第１００号
栃木県足利市南大町3321番地３
債務者　永吉貫一郎
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１０１号
群馬県太田市東新町48番地１　グラン・ソレイユＡ－101号
債務者　永吉　秀則
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４６号
釧路市住吉２丁目７番40号　パークヒルズ202
債務者　伊奈　健次（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６６６号
静岡県島田市元島田9344番地の２　リベールＳＫⅡ101号室
債務者　雨宮　清香
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９３号
静岡市駿河区大和２丁目３番37―423号、旧住所静岡市駿河区下川原３丁目25番51号ファミーユ下川原Ｂ棟202号
債務者　高橋　淑子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６１号
東京都豊島区長崎４丁目35―12―205
債務者　伊藤　雅義
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５号
東京都台東区駒形２丁目３－４―1104　第一荒井ビル
債務者　鈴木　伸直
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７号
静岡市葵区羽鳥５丁目15番39号　フォレストハウス201号、旧住所静岡市駿河区池田1371番地の23　ユニティ池田山203
債務者　森　　拳也
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
静岡市葵区北３丁目14番203号
債務者　海賀　幸男
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９号
静岡市駿河区鎌田78番地の14　平和ハイツＢ202号、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目９番25―205号
債務者　北井　京子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２８号
岡山市北区岡町12番10号アイヨコヤマ303号室
債務者　際川　愛子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
岡山県新見市哲多町大野199番地
債務者　土屋　雪菜
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第８号
岡山県新見市草間1049番地
債務者　谷口　素子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午後１時40分
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第１０４５０号
東京都北区赤羽１丁目62－６－204、住民票上の住所埼玉県川口市大字里958－１　コンフォール西鳩ヶ谷２－103
債務者　山石　　靖
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４５３号
東京都江戸川区東瑞江１丁目16－３－106
債務者　井出　直人
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部